

江南労働基準監督署発表  
平成 30 年 1 月 9 日

## 賃金不払の疑いで書類送検

江南労働基準監督署（署長 古田美子）は、平成 30 年 1 月 9 日、下記の容疑者を労働基準法違反の疑いで犬山区検察庁に書類送検した。

### 記

#### 1. 容疑者

株式会社石田組（所在地：愛知県岩倉市大地新町二丁目 48 番地）  
同社 代表取締役（43 歳）

#### 2. 違反条文

労働基準法第 24 条  
労働基準法第 120 条第 1 号（罰則）  
労働基準法第 121 条第 1 項（両罰規定）

#### 3. 事件の概要

容疑者は、所在地において本店を設けて、建築における鉄筋型枠工事業等の業務を行っていたが、外国人技能実習生 2 名に対する平成 29 年 6 月分から 7 月分までの合計 554,920 円の定期賃金をそれぞれの所定支払日に支払わなかった疑い。

#### 4. 参考事項

当署に対する労働条件に関する申告件数は、一部の経済・雇用情勢の改善に伴って、平成 22 年の 79 件をピークに減少に転じているものの、平成 28 年が 50 件と依然として高水準で推移していることから、賃金不払をはじめとした労働条件の確保・改善対策を労働基準行政の最重点課題の一つとして取り組んでいるところである。

また、外国人技能実習生の労働条件を確保するため、労働基準関係法令違反があると考えられる事業者に対し、重点的に監督指導を実施しているところであり、特に、強制労働等外国人技能実習生の人権侵害が疑われる事案で悪質な労働基準関係法令違反が認められた場合には、司法処分とする等、厳正な態度で望むこととしている。

## 5 . 違反法条文 (一部抜粋)

### 【労働基準法第 24 条】

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金(第八十九条において「臨時の賃金等」という。)については、この限りでない。

### 【労働基準法第 120 条第 1 号 (罰則)】

次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二條第一項から第三項まで、第二十三条から第二十七条まで、第三十二条の二第二項(第三十二条の四第四項及び第三十二条の五第三項において準用する場合を含む。)、第三十二条の五第二項、第三十三条第一項ただし書、第三十八条の二第三項(第三十八条の三第二項において準用する場合を含む。)、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十五条第一項若しくは第二項、第九十六条の二第一項、第百五条(第百条第三項において準用する場合を含む。)又は第百六条から第百九条までの規定に違反した者

### 【労働基準法第 121 条第 1 項 (両罰規定)】

この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。